民生福祉常任委員会審査日程

日　時　　令和２年３月１１日(水)
　　午前９時
場　所　　第１委員会室

～審査内容～

１　議案第２６号　山陽小野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について（埴生支所）

２　議案第３５号　山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）

３　議案第１３号　令和２年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について（国保）

４　議案第４５号　令和２年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第１回）について（国保）

５　議案第１５号　令和２年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について（国保）

６　議案第２７号　山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）

７　議案第１４号　令和２年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について（高齢）

８　議案第４６号　令和２年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第１回）について（高齢）

９　議案第２８号　山陽小野田市地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について（高齢）

10　議案第１８号　令和２年度山陽小野田市病院事業会計予算について(病院)

11　議案第２９号　山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）

12　議案第３０号　山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）

13　議案第３１号　山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）

14　議案第３２号　山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）

15　議案第３３号　山陽小野田市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）

16　議案第３４号　山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例を廃止する条例の制定について（子育て）

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

■改正理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和２年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

１　保険料の賦課限度額引上げ

高齢化等による医療費の増嵩が見込まれており、負担感が重いといわれる中間所得層の負担を緩和するため、令和２年度に保険料の賦課限度額が合計で３万円引き上げられるもの。

年度	基礎賦課分	後期高齢者 支援金等賦課分	介護納付金 賦課分	計
R1	６１万円	１９万円	１６万円	９６万円
R2	６３万円	据置き	１７万円	９９万円

２　保険料軽減判定基準引上げ

令和元年度の政府経済見通しの中で消費者物価が上昇すると見込まれていることなどを踏まえ、令和２年度に国保料の軽減判定所得の基準額が引き上げられるもの。

年度	軽減判定所得		
	７割	５割	２割
R1	基礎控除 （３３万円）	基礎控除（３３万円） ＋２８万円×被保険者数	基礎控除（３３万円） ＋５１万円×被保険者数
R2	基礎控除 （３３万円）	基礎控除（３３万円） ＋２８．５万円×被保険者数	基礎控除（３３万円） ＋５２万円×被保険者数

■被保険者数推移

（単位：人）

	H30決算	R1当初　A	R1　9月末	R2当初　B	B－A
一般被保険者数	12,784	12,660	12,574	12,587	▲ 73
退職被保険者数	94	18	17	0	▲ 18
合計	12,878	12,678	12,591	12,587	▲ 91
			R2年1月末当市人口	62,341	
			国保被保険者割合	20.2%	

■医療費推計

（単位：円、人）

	R1 医療費見込 （最終予算額） ①	R1 被保険者数 見込 ②	R1 一人当医療費 見込　①/② ③	R2 被保険者数 見込 ④	R2 一人当医療費 伸び率見込 ⑤	R2 医療費総額 見込(予算額) ③×④×⑤
一般被保険者療養給付費負担金	4,547,383,000	12,574	361,650	12,587	1.045	4,756,929,000
一般被保険者療養費負担金	32,303,000	12,574	2,569	12,587	1.045	33,792,000
一般被保険者高額療養費負担金	674,679,000	12,574	53,657	12,587	1.045	705,769,000
合計	5,254,365,000	12,574	417,875	12,587		5,496,490,000

■基金収支

（単位：円）

年度		積立	取崩	残高
平成30年度	年度末			1,146,257,457
令和元年度	当初予算	11,000		1,146,268,457
	当初予算		237,821,000	908,447,457
	12月補正	119,278,000		1,027,725,457
	3月補正		▲ 1,977,000	1,029,702,457
令和2年度	当初予算	11,000		1,029,713,457
	当初予算		185,062,000	844,651,457

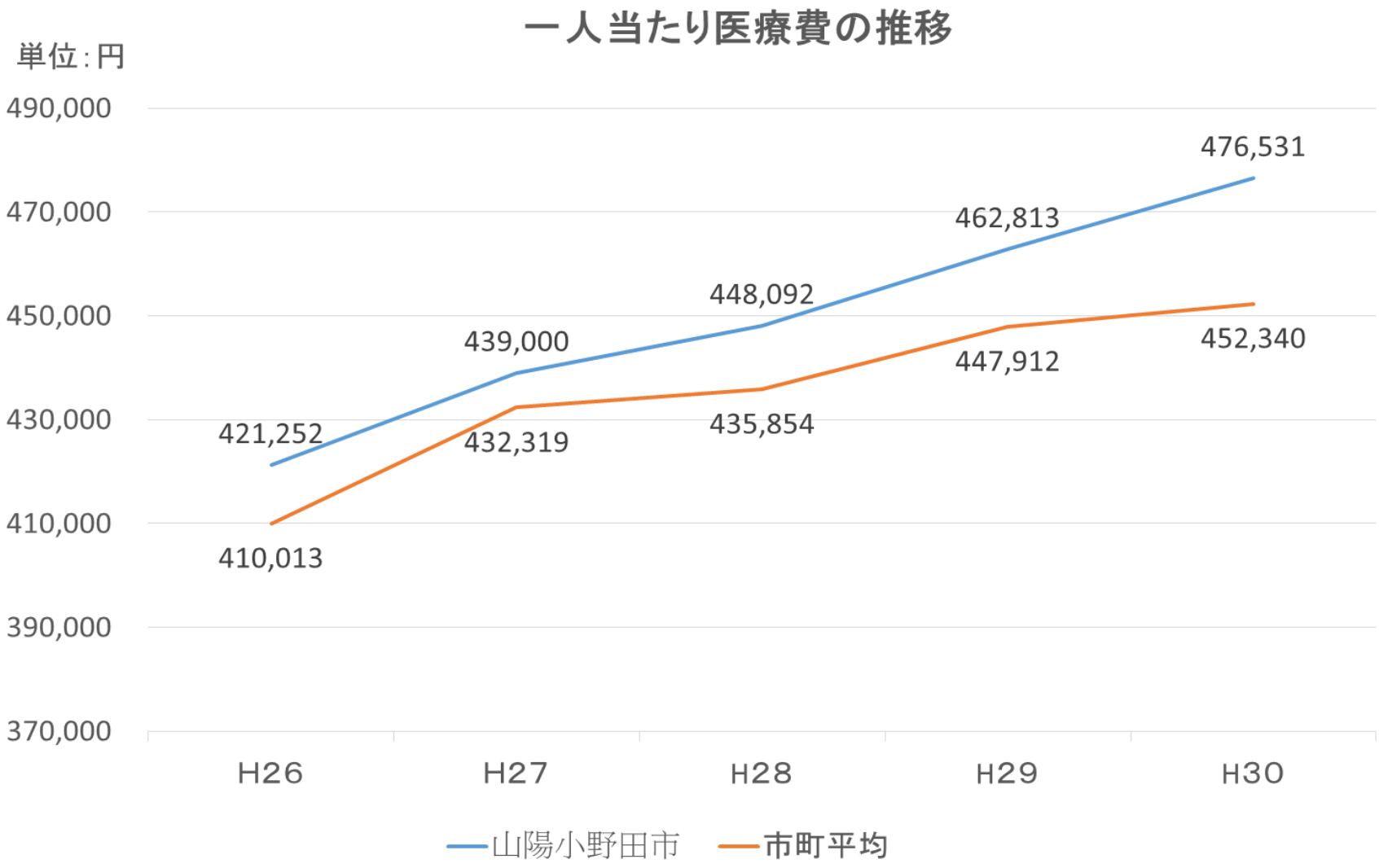
一人当たり医療費の推移
単位：円
490,000
470,000
450,000
430,000
410,000
390,000
370,000
421,252
439,000
448,092
462,813
476,531
410,013
432,319
435,854
447,912
452,340
H26
H27
H28
H29
H30
山陽小野田市
市町平均

事業費納付金説明資料

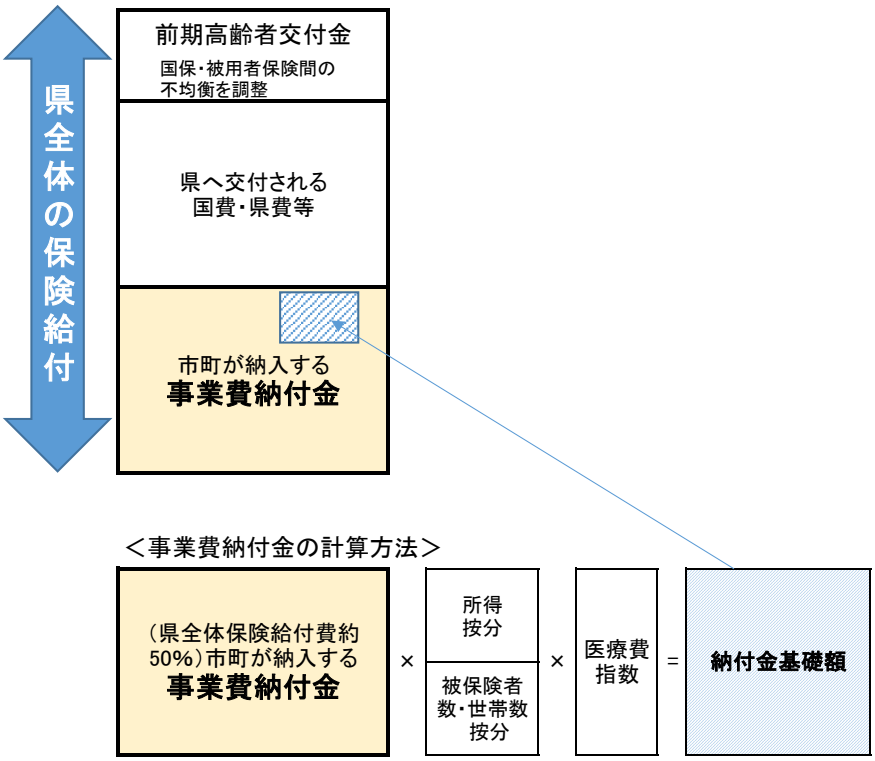

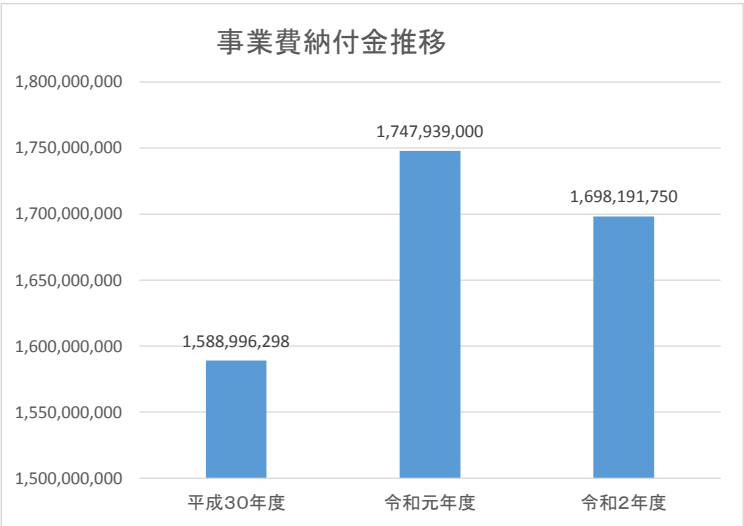

平成30年度一人当たり事業費納付金

（円）

山陽小野田市	**123,388**
13市平均	134,152
県平均	134,385

令和2年度後期高齢者医療特別会計予算資料

① 保険料率

	平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度
所得割率	10.52%	10.28%	10.48%
均等割額	52,390円	52,444円	53,847円

② 後期高齢者医療保険被保険者数推移

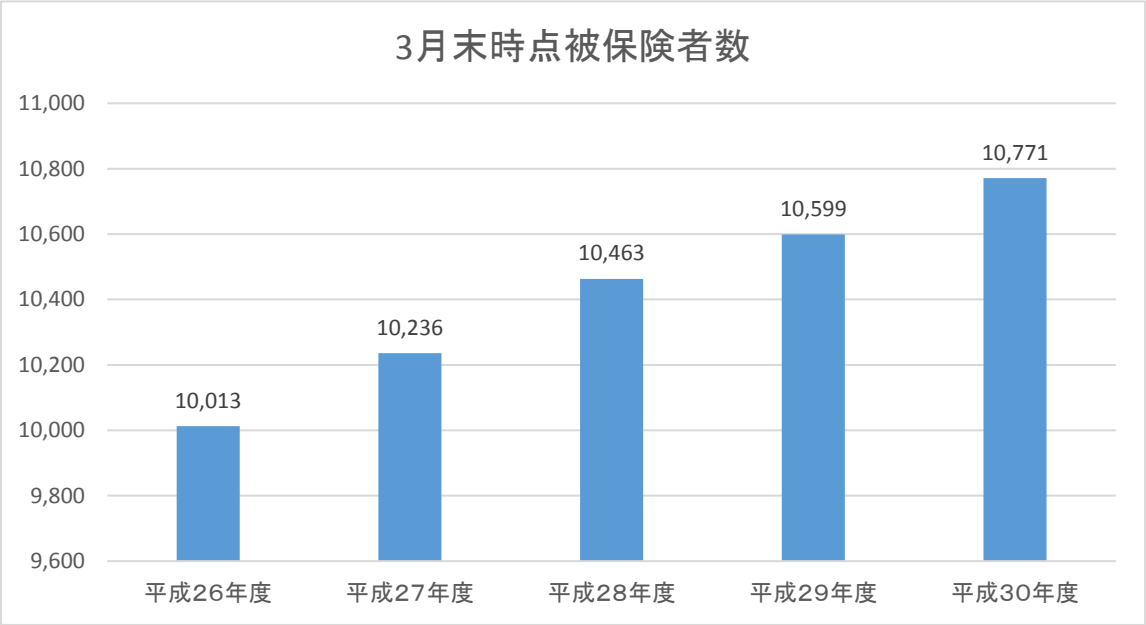

③ 後期高齢者医療保険収納率推移

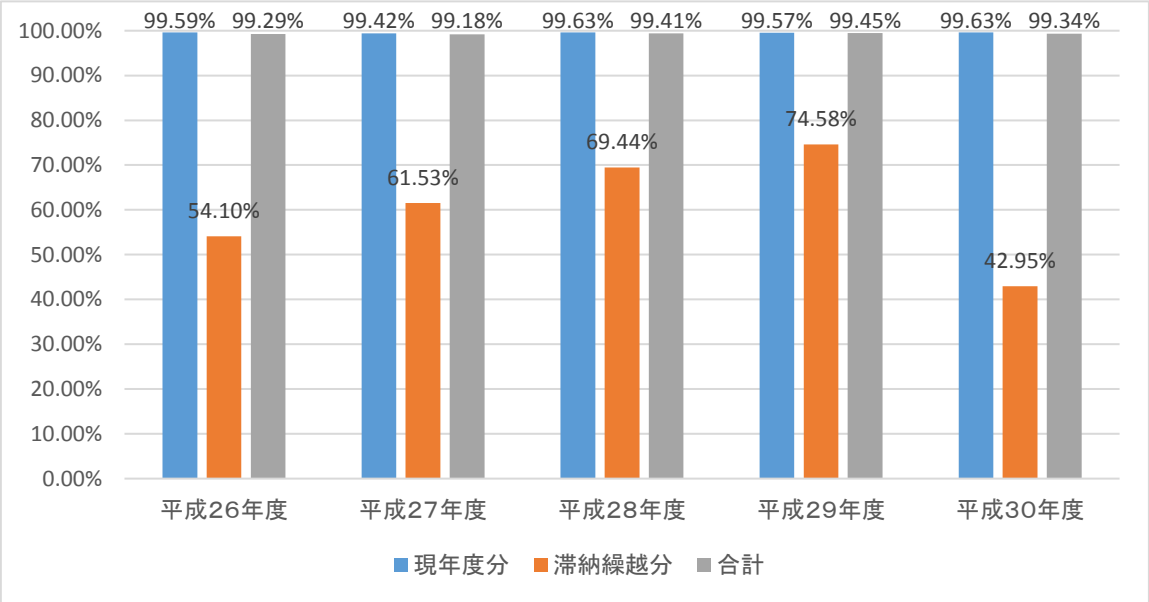

議案第２７号

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

委員会説明資料

低所得者に係る第１号保険料軽減強化について

軽減措置の推移

（上段の単位：円、下段：保険料基準額に対する割合）

	第１段階	国基準 第２段階		本市独自 第２段階	第３段階
本則	33,000 0.5	49,500 0.75		46,200 0.7	49,500 0.75
平成30年度から	29,700 0.45		△0.125		
令和元年度から （10月から消費税率10%）	24,750 0.375	41,250 0.625		37,950 0.575	47,850 0.725
令和2年度から （通年消費税率10%）	19,800 0.3	33,000 0.5	△0.125	29,700 0.45	46,200 0.7

（本市の保険料基準額 66,000 円（年額））

軽減措置による影響額

	第１段階	第２段階	第３段階	計
対象者数見込み（人）	3,257	1,993	1,659	6,909
影響額（円）	42,992,400	32,884,500	5,474,700	81,351,600
国庫負担（1／2）	21,496,000	16,442,000	2,737,000	40,675,000
県負担（1／4）	10,748,000	8,221,000	1,368,000	20,337,000
市負担（1／4）	10,748,400	8,221,500	1,369,700	20,339,600

議案第２９号　山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正理由

基準省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの。

２．改正内容

（１）連携施設の確保義務の緩和（第６条第４項、第５項　従うべき基準）

・市長が認める場合は、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。
ただし、次の施設を連携協力を行うものとして確保しなければならない。
ア．企業主導型保育事業に係る施設（定員 20 人以上）
イ．地方公共団体からの助成を受けている認可外保育施設（定員 20 人以上）
※市内に該当施設なし

（２）満３歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除（第４５条第２項　従うべき基準）

・市長が認める場合は、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。
※市内に該当施設なし

（３）連携施設の確保義務の経過措置期間の延長（附則第３条　従うべき基準）

・連携施設を確保しないことができる経過措置期間を５年から１０年（令和７年３月末まで）に延長する。
※市内該当施設２園のうち、１園は連携施設あり、１園は連携施設なし。

（４）食事提供の経過措置期間の延長（附則第２条第２項　従うべき基準）

・居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については自園調理の原則を猶予する経過措置期間を５年から１０年（令和７年３月末まで）に延長する。
※市内に該当施設なし

（５）用語及び引用条文の整理（第１６条第２項　従うべき基準）

３．施行日

公布の日から

（厚生労働省令は平成 31 年 4 月 1 日に施行された。従来の基準の内容を緩和する改正のため、条例改正については遡及はせず、公布の日からの施行とする。）

※参考※

・「家庭的保育事業等」

小規模保育事業（Ａ型、Ｂ型、Ｃ型）
家庭的保育事業
事業所内保育事業（保育所型、小規模型）
居宅訪問型保育事業

※市内には小規模保育事業所Ａ型が２園

・確保すべき連携機能

①保育内容の支援
②職員が病気の際等の代替保育の実施
③卒園後の受け入れ先の確保

※現条例で連携施設として可能な連携先は、
保育所・幼稚園・認定こども園

議案第３０号　山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正理由

基準省令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、本市の条例を改正するもの。

２．改正内容

すべて国基準どおりとする。

＜主な改正＞

（１）幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更
（第１３条第４項　従うべき基準）

・保育所に入所する３歳以上の児童（２号認定）について、副食費徴収を可能にするとともに、低所得者及び第３子の副食費の徴収免除を定める。
（１号認定：幼稚園　　２号認定：保育所（３歳以上））

（２）地域型保育事業の連携施設の確保義務の緩和（従うべき基準）
※②③④は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」と同じ改正

①代替保育の提供元としての小規模保育事業Ａ型等の追加（第４２条第２項・第３項）

②卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和（第４２条第４項・第５項）

③満３歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除（第４２条第８項）

④連携施設の確保義務の経過措置期間を５年から１０年（令和７年３月末まで）に延長（附則第５条）

（３）用語の改正（主なもの）

【改正前】	【改正後】
支給認定	教育・保育給付認定
支給認定保護者	教育・保育給付認定保護者
支給認定子ども	教育・保育給付認定子ども

３．施行日

公布の日から

（内閣府令は５月３１日に改正、令和元年１０月１日に施行（地域型保育事業に関するものは、公布の日から施行）されたが、市の条例改正については、国の施行日から１年間の経過措置が設けられている。）

条例の構成等

内容				国の基準類型	改正の内容
1章	総則				
		1条	趣旨	–	なし
		2条	定義	–	用語改正
		3条	一般原則	参酌	規定の追加（経済的負担軽減への配慮）
2章	特定教育・保育施設の運営に関する基準				
	１節	利用定員に関する基準			
		4条	利用定員	従うべき基準	なし
	2節	運営に関する基準			
		5条	内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準（1項のみ）	用語改正
		6条	正当な理由のない提供拒否の禁止等	従うべき基準（5項を除く）	用語改正
		7条	あっせん、調整及び要請に対する協力	従うべき基準	用語改正
		8条	受給資格等の確認	参酌	用語改正、規定の整理
		9条	教育・保育給付認定の申請に係る援助	参酌	用語改正
		10条	心身の状況等の把握	参酌	用語改正
		11条	小学校等との連携	参酌	用語改正
		12条	特定教育・保育の提供の記録	参酌	なし
		13条	**利用者負担額等の受領**	**従うべき基準**	**無償化に伴う改正（副食費等） 読替の整理、用語改正**
		14条	施設型給付費の額に係る通知等	参酌	用語改正、読替の整理
		15条	特定教育・保育の取扱方針	従うべき基準	引用条項のずれ
		16条	特定教育・保育に関する評価等	参酌	用語改正
		17条	相談及び援助	参酌	用語改正
		18条	緊急時等の対応	参酌	用語改正
		19条	特定教育・保育認定保護者に関する市町村への通知	参酌	用語改正
		20条	運営規程	参酌	用語改正
		21条	勤務体制の確保等	参酌	用語改正
		22条	利用定員の遵守	参酌	なし
		23条	掲示	参酌	なし
		24条	教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	従うべき基準	用語改正
		25条	虐待等の禁止	従うべき基準	用語改正
		26条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準	用語改正
		27条	秘密保持等	従うべき基準	用語改正
		28条	情報の提供等	参酌	用語改正
		29条	利益供与等の禁止	参酌	用語改正、規定の整理
		30条	苦情解決	参酌	用語改正
		31条	地域との連携等	参酌	なし
		32条	事故発生の防止及び発生時の対応	従うべき基準	用語改正
		33条	会計の区分	参酌	なし
		34条	記録の整備	参酌	用語改正
	3節	特例施設型給付費に関する基準			
		35条	特別利用保育の基準	従うべき基準	用語改正、13・14条改正に伴う整理
		36条	特別利用教育の基準	従うべき基準	用語改正、13・14条改正に伴う整理
3章	特定地域型保育事業の運営に関する基準				
	１節	利用定員に関する基準			
		37条	利用定員	従うべき基準	規定の整理
	2節	運営に関する基準			
		38条	内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準（1項のみ）	規定の整理
		39条	正当な理由のない提供拒否の禁止等	従うべき基準（4項を除く）	用語改正
		40条	あっせん、調整及び要請に対する協力	従うべき基準	用語改正
		41条	心身の状況等の把握	参酌	用語改正
		42条	**特定教育・保育施設等との連携**	**従うべき基準（1項～8項）**	**連携施設の緩和、用語改正**
		43条	利用者負担額等の受領	従うべき基準	用語改正、読替の整理
		44条	特定地域型保育の取扱方針	従うべき基準	なし
		45条	特定地域型保育に関する評価等	参酌	なし
		46条	運営規程	参酌	用語改正
		47条	勤務体制の確保等	参酌	用語改正
		48条	利用定員の遵守	参酌	なし
		49条	記録の整備	参酌	用語改正
		50条	準用	参酌	用語改正、読替の整理
	3節	特例地域型保育給付費に関する基準			
		51条	特別利用地域型保育の基準	従うべき基準	用語改正、43条改正に伴う整理
		52条	特定利用地域型保育の基準	従うべき基準	用語改正、43条改正に伴う整理
附則					
		1条	施行期日	–	なし
		2条	特定保育所に関する特例	従うべき基準	13条改正に伴う整理
		3条	削除	（従うべき基準）	削除（無償化に伴う）
		4条	小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置	従うべき基準	なし
		5条	**連携施設に関する経過措置**	**従うべき基準**	**5年から10年に期間延長**

議案第３１号　山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正理由

基準省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの。

２．改正内容及び施行日

現在の規定では、放課後児童支援員は、保育士などの資格要件に該当する者であって、都道府県知事が行う「放課後児童支援員認定資格研修」を修了したものでなければならない。この研修の受講については、平成３２年３月３１日までの経過措置が設けられている。

（１）研修実施主体の追加（第１０条第３項　従うべき基準）

基準省令の改正（平成３１年４月１日施行）により、「放課後児童支援員認定資格研修」の実施主体が、都道府県知事だけでなく、指定都市の長も加えられたため、追加する。

※施行日：公布の日から

（２）経過措置の延長　（附則第３条　令和２年４月１日から参酌基準）

研修受講に係る国の経過措置については、期間が終了する令和２年３月３１日以降は延長されない見込みであり、必要に応じて各自治体で判断し、期間延長等を行う必要がある。

県が実施する当該研修は年に１回しか実施されておらず、現在勤務している者及び、今後の新規雇用に対応するためには、引き続き研修受講に係る経過措置の設定が必要である。そのため、経過措置の期間を「当分の間」とするとともに、研修の受講期限を「事業に従事することとなった日から３年を経過する日まで」とする規定を設けるもの。

※施行日：令和２年４月１日から

議案第３３号　山陽小野田市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正内容

定員を２０人から１０人に改正

２　施行日

令和２年４月１日

（参考）なるみ園利用児童数の推移

（単位：人）

	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２（予定）
定員	２０	２０	２０	１０
利用児童数（並行利用を含む。）	２６	２１	２１	１４

・平成２９年度に法定施設の児童発達支援事業所に移行

・３か月の平均利用で定員の１２５％まで受入可能

・保育園との並行利用児童は週のうち数日の利用。令和２年度の並行利用児童は６人の予定であり、受入可能人数を上回らない。

議案第３４号　山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例を廃止する条例の制定について

１　経緯

山陽小野田市次世代育成支援対策行動計画（Ｈ１７年度～Ｈ２６年度）
　次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもが健やかに育成される社会の形成のため今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定める計画（策定は義務）
○さんようおのだ子育て元気プラン・前期計画（H17 年度～H21 年度）
○さんようおのだ子育て元気プラン・後期計画（H22 年度～H26 年度）

⇧ 策定に当たって意見を聴く。

山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会

①子ども・子育て支援法の制定（平成２４年）により、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務化
②子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことにより、次世代育成支援対策推進法が改正（平成２６年）され、市町村行動計画の策定が任意化

行動計画策定指針（内閣府等告示）＊一部抜粋
　市町村行動計画については、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても一体的に処理して差し支えない。

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画（Ｈ２７年度～　）
　子ども・子育て支援法に基づき「教育・保育及び地域子育て支援事業」（法定事業）の量の見込みを算出し、その確保を目的とするもので、年度ごとに数値を示す計画
○山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画（H27 年度～R1 年度）
　※次世代育成支援対策行動計画と一体で策定

⇧ 策定に当たって意見を聴く。

山陽小野田市子ども・子育て協議会

２　方針
　次世代育成支援対策行動計画策定の任意化により、平成２７年度に一体的に策定した「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、５年間の計画期間終了に当たり検証した結果、一体的に策定することによって市の子育て支援の基本方針や事業計画を総合的に、かつ、明確に定めることができたと判断し、今後においても、子ども・子育て支援事業計画と市町村行動計画とを一体的に策定することが適当であると考えることから、山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例を廃止する。

３　施行日　公布の日

○山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第２１条第１項の規定に基づき、山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　協議会の委員は、１９人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童福祉関係者
(2) 母子保健関係者
(3) 学校関係者
(4) 児童健全育成関係者
(5) 子育て支援関係者
(6) 学識経験者
(7) 事業所関係者
(8) 公募により選考された者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条　協議会には、会長及び副会長を各１人置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第５条　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（結果の報告）

第６条　会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１７年３月２２日から施行する。

附　則（平成１８年３月２９日条例第１９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年９月２４日条例第２８号）

この条例は、平成２１年１１月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月１２日条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日条例第６号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

○山陽小野田市子ども・子育て協議会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、山陽小野田市子ども・子育て協議会（以下「協議　会」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　協議会の委員は、２０人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子育て当事者
(2) 児童福祉関係者
(3) 母子保健関係者
(4) 学校関係者
(5) 児童健全育成関係者
(6) 子育て支援関係者
(7) 学識経験者
(8) 事業所関係者
(9) 公募により選考された者
(10) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条　協議会には、会長及び副会長を各１人置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第５条　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（結果の報告）

第６条　会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日条例第６号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。